

障害者手当について

重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人などに対して、次の手当があります。認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。(所得制限などあり)

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるため、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害、または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護が必要な在宅の20歳以上の人	重度の障害の状態にある20歳未満の児童を在宅で監護する父、もしくは母または父母に代わって監護する人
支給月額 (令和6年4月から)	15,690円	28,840円	55,350円(1級) 36,860円(2級)
支給月	5、8、11、2月		4、8、11月

☎社会福祉課 ☎820-5635

物価高騰対応重点支援給付金を支給します

物価高騰の影響を踏まえ、令和6年3月から、以下のとおり支援給付金を支給します。なお、いずれの給付金も令和5年1月2日以降に転入者がいる世帯は、別途申請が必要です。

1 住民税均等割のみ課税世帯分
(1世帯あたり10万円)

▷対象者

令和5年12月1日時点で、町に住民登録があり、次のいずれかの条件を満たす世帯

①世帯員全員が、令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯

②令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

◆次の世帯は対象になりません

・住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯

(※)「扶養親族等」とは、地方税法上の扶養親族(16歳未満のものも含む)、青色事業専従者、事業専従者をいいます。

・租税条約により住民税均等割が課されていない者がいる世帯

▷手続方法

対象世帯に対して、3月中に役場から確認書を送付します。①振込先口座の通帳の写し、②本人確認書類の写しを添付して社会福祉課へ提出してください。

2 子ども加算分
(子ども1人あたり5万円)

▷対象者

令和5年12月1日時点で、町に住民登録があり、令和5年度の住民税非課税世帯または令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている平成17年4月2日～令和6年5月31日までに出生した子どもがいる世帯

◆同一世帯に住民登録はあるが、施設に入所している子どもなど対象にならない場合があります。

▷手続方法

①令和5年度の住民税非課税世帯で、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円給付金)」を受給した世帯

7万円給付金を振り込んだ口座に振り込みます。対象者には、3月中に通知書が送付されますので、振込先口座をご確認ください。

②7万円給付金を受給していない世帯

対象者には、町から3月に確認書が送付されます。必要事項を記入し、①振込先口座の通帳の写し、②本人確認書類の写しを添付のうえ社会福祉課へ提出してください。

☎社会福祉課 ☎820-5614

新型コロナワクチンの無料接種は3月31日(日)で終了します
～町内医療機関は25日(月)まで～

ワクチン受付・相談センター
Tel.820-5653 (平日9:00～17:00)
※土日祝日を除く



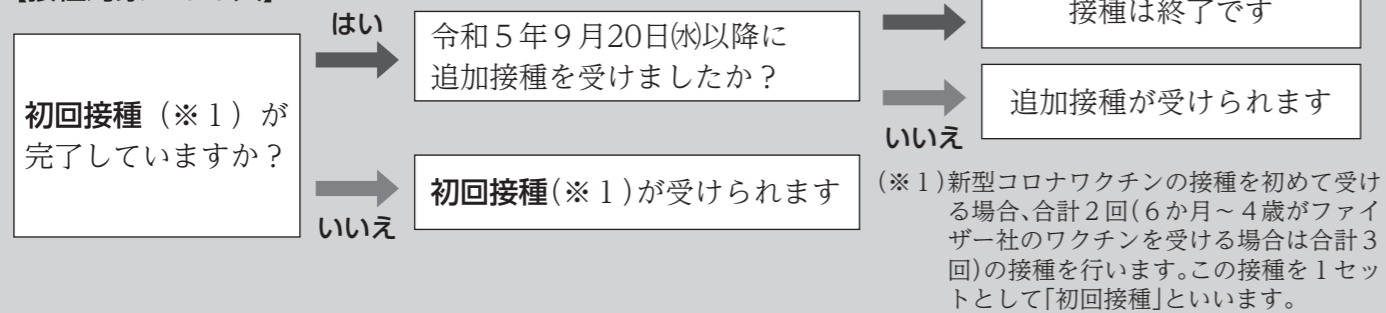
▲WEB予約は町公式LINEから



▲厚生労働省ホームページはこちら

新型コロナワクチンの全額公費による接種は、初回・追加接種ともに3月31日(日)で終了します。接種を希望する人は、期間内に余裕を持って受けてください。

【接種対象となる人】



Q. 令和6年4月以降の接種は有料ですか?

A. 令和6年4月以降の接種費用は原則有料となります。

また、65歳以上の人および60～64歳で対象となる人(※2)には「定期接種」が行われます。

定期接種の対象者以外で接種を希望する人は、「任意接種」として自費で接種することも可能です。

(※2) 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人

Q. 町内医療機関ではいつまで接種できますか?

A. 町内の医療機関の最終接種日は3月25日(月)となりますのでご注意ください。

【町内医療機関】

宗盛医院、片山医院、梶山医院、藤田小児科医院、大瀬戸内科、酒井耳鼻咽喉科皮膚科医院、豊田レディースクリニック、児玉クリニック、高橋整形外科クリニック、りんりんクリニック

Q. 3月31日(日)までに初回接種を完了できない場合はどうなりますか?

A. 初回接種の残りの接種を自費で受けていただくこととなります。早めの接種をお願いします。

福祉タクシー乗車券を交付します

重度障害者(児)の社会活動を支援するため、令和6年度分の福祉タクシー乗車券(500円、30枚つづり)を3月25日(月)から交付します。

- ☑①身体障害者手帳(1級・2級)
- ②療育手帳(A・A)
- ③精神障害者保健福祉手帳(1級)

☑身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

▷注意事項・令和5年度分の乗車券(空色)は、4月1日(月)以降は使用できませんので社会福祉課に返還してください。

☎社会福祉課 ☎820-5635

～国民年金のお知らせ～

国民年金への加入はお済みですか?

20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する必要があります。加入手続きを忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、年金を受けられなくなる場合があります。「会社を退職した場合」や「被扶養配偶者の収入が増えた場合」は、国民年金への加入手続きを行ってください。

国民年金保険料の納め忘れにご注意を

十分な所得や資産があるにもかかわらず、文書や電話など度重なる納付督促によっても納付されない人に対しては、強制徴収(差押え)を実施する場合があります。納期限までに忘れずにお納めください。

☎税務住民課保険年金グループ

☎820-5604 ☎855-0155

広島南年金事務所

☎253-7710 ☎505-5122

シルバーリハビリ体操教室情報 いつでも自分らしく生活するためのリハビリ体操教室です
 町地域福祉会館 毎週木曜13:30～14:30 ※3/28のみ学習室
 町東防災交流センター1・2・3 毎週木曜10:00～11:00
 町西防災交流センターA 毎週金曜13:30～14:30
 町西防災交流センターB 毎週火曜13:30～14:30
 町東ふれあい教室 毎週金曜10:00～11:00
 町西ふれあい館C 毎週月曜13:30～14:30